下呂市告示第 87 号

固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の２及び第 382 条の３本文の規定により、令和８年度固定資産課税台帳の閲覧及び記載事項の証明時期について、次のとおり関係者の閲覧に供する。

令和８年３月 31 日

下呂市長　山　内　　登

１　閲覧及び記載事項証明に供する帳簿
　令和８年度固定資産課税台帳

２　閲覧及び記載事項証明の時期
　令和８年４月１日から（土・日曜日及び祝祭日を除く）
　午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

３　閲覧及び記載事項証明の場所

市民生活部税務課	下呂市森 960 番地
振興事務所萩原振興事務所	下呂市萩原町萩原 1166 番地８
振興事務所小坂振興事務所	下呂市小坂町小坂町 815 番地５
振興事務所金山振興事務所	下呂市金山町大船渡 600 番地８
振興事務所馬瀬振興事務所	下呂市馬瀬名丸 406 番地